

豊田市個店魅力アップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業者の事業活動に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、豊田市内における高い意欲と希望をもった事業活動に必要な経費に対して補助金を交付することにより、豊田市における「より質の高い商品・サービスの提供」と「店舗づくり」を支援し、魅力ある商業機能の維持・充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業

事業を営んでいない個人が、新たに中小企業者として事業を開始することをいう。

(2) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。

(3) クラウドファンディング

クラウドファンディングサイト等を通じて、不特定多数の者から資金を調達することをいう。

(4) クラウドファンディングサイト

クラウドファンディング事業者が運営するウェブサイトをいう。

(5) クラウドファンディング事業者

クラウドファンディングを行うための環境を提供する事業者をいう。

(6) 購入型クラウドファンディング

クラウドファンディングのうち、商品又はサービス提供の対価として金銭を充てて行われるものをいう。

(事業内容及び補助額)

第4条 この要綱に基づき補助金を交付する事業の内容、補助事業者、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 交付を申請する補助対象経費の合計額が10万円に満たないもの。

(2) 本市で別に定める補助金の交付決定を受けている事業であるもの。

(3) 事業を実施するうえで、法令に抵触する恐れのあるもの。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としたもの。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等を行うもの。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号-2）
- (2) 事業収支予算書（様式第1号-3）
- (3) 申請者の概要（様式第1号-4）
- (4) 住民票（個人）又は登記簿謄本（法人）
- (5) 豊田市税の完納が証明された完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請をした者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。
 - (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金の交付申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に影響のない変更で、交付決定金額を上回らない場合を除く。

- 2 市長は、前項の規定による事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第6条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、事業変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、別表1及び別表2に定める期日までに、補助金実績報告書（様式第5号）にその他の必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条に定める実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

(帳簿等の備付け)

第12条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿等は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存し、市長の要求があったときは、直ちに閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(検査)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第6条第4項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第15条 この要綱で用いる様式及び添付書類並びにこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表1（第4条関係）

補助金の区分	新ビジネスおうえん補助金
補助事業の内容	クラウドファンディングサイトにより資金調達を行う次の事業 （1）豊田市内で創業して行う事業 （2）新しい事業分野への展開を行う事業
補助事業者	豊田市内において現に事業を営み、又は営もうとする中小企業者
補助対象経費	購入型クラウドファンディングによる資金調達に係る次の費用 （1）クラウドファンディング事業者に支払う手数料 （2）クラウドファンディングの募集媒体となるものの制作委託費 （3）補助事業の宣伝媒体となるものの制作委託費
補助率 （限度額）	50%（150千円）
交付申請期日	クラウドファンディングサイトで資金調達を行う30日前かつ、補助事業実施後、期日までに実績報告の提出が可能な日
実績報告期日	クラウドファンディングサイトでの資金調達を終了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日

別表2（第4条関係）

補助金の区分	魅力あふれる店舗創出事業補助金
補助事業の内容	次の経営課題への解決に向けた取組 (1) 店舗及び商品の宣伝 (2) 業務の効率化 ただし、交付申請を行う1年以内に、豊田市商業アドバイザー派遣実施要領に基づく、商業アドバイザー派遣を受けており、商業アドバイザーによる評価及び助言を受けた取組に限る。
補助事業者	豊田市内において現に事業を営む中小企業者
補助対象経費	(1) 店舗及び商品の宣伝・・・広告料、手数料、委託料 (2) 業務の効率化・・・消耗品費、通信費、手数料、委託料 ※消耗品費及び通信費は補助事業の内容に則したソフトウェア等の購入又は使用にかかる費用に限る。
補助率 (限度額)	50% (300千円)
交付申請期日	補助事業に着手前であつ、補助事業実施後、期日までに実績報告の提出が可能な日
実績報告期日	補助事業が完了した日から起算して30日を過ぎた日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日

事業計画書

補助金の事業区分	<input type="checkbox"/> 新ビジネスおうえん補助金 <input type="checkbox"/> 魅力あふれる店舗創出事業補助金
1. 補助事業の目的	
2. 補助事業の内容	
3. 補助事業の実施計画と目標 (事業開始から目標達成までのスケジュール)	
実施計画	(日付や場所など用いて具体的に記入する)
目標	(売上額・集客数など具体的な数字で記入する)
4. 補助事業の実施により見込まれる効果	

事業収支予算書

1 収入の部

項 目	予 算 額 (円)	内 訳
自己負担額		
市補助金		
合 計		

2 支出の部

補助対象経費の内訳 (消費税抜き)		
項 目	予 算 額 (円)	内 訳
合 計		

※内訳の根拠となる資料（見積書等）を提出してください。

申請者の概要

1 申請者情報

屋号 (個人の場合) 又は 法人名 (法人の場合)	
代表者名 (役職・氏名)	
自宅住所 (個人の場合) 又は 本店所在地 (法人の場合)	
担当者名	
電話番号 / F A X 番号	
メールアドレス	
事業開始日	
業種・主な事業内容	
資本金の額 (法人のみ)	
従業員数 (法人のみ)	

※法人の場合は、裏面の役員名簿を提出すること。

様

豊田市個店魅力アップ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業について、豊田市個店魅力アップ事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

記

補助金の区分	
補助金の額	金 円
備考 (補助条件等)	

変更事業計画書

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 新ビジネスおうえん補助金 <input type="checkbox"/> 魅力あふれる店舗創出事業補助金
--------	---

変更内容 (変更がある項目のみ記入してください。)

1. 補助事業の実施内容	
2. 補助事業の実施計画と目標 (事業開始から目標達成までのスケジュール)	
実施計画	
目標	
3. 補助事業の実施により見込まれる効果	

変更事業収支予算書

1 収入の部

項 目	予 算 額 (円)		内 訳
	当初計画	変更計画	
自己負担額			
市補助金			
合 計			

2 支出の部

補助対象経費の内訳 (消費税抜き)			
項 目	予 算 額 (円)		内 訳
	当初計画	変更計画	
合 計			

※内訳の根拠となる資料（見積書等）を提出してください。

様

豊田市個店魅力アップ事業変更決定通知書

年 月 日付け豊商観発 号で通知した事業に対する補助金の交付
決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

記

補助金の区分	
変更決定額	金 円

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電 話 番 号 （ ） -

豊田市個店魅力アップ事業補助金実績報告書

年 月 日付豊商観発第 号で補助金の交付決定を受けた事業を完了（廃止・中止）したので、豊田市個店魅力アップ事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金の区分	
--------	--

<添付書類>

- (1) 実績明細書（様式第5号－2）
- (2) 事業収支決算書（様式第5号－3）
- (3) 補助対象経費の支払い等を証明する書類（領収書等）の写し

事業実績書

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 新ビジネスおうえん補助金 <input type="checkbox"/> 魅力あふれる店舗創出事業補助金
実施年月日 (実施期間)	
実施場所 (創業の場合は出店地)	
1. 補助事業の実施内容	
2. 補助事業の実施による効果 ※効果を評価した書類があれば添付	

事業収支決算書

1 収入の部

項 目	予算額 (円)	実績額 (円)	内 訳
自己負担額			
市補助金			
合 計			

2 支出の部

補助対象経費の内訳 (消費税抜き)			
項 目	予算額 (円)	実績額 (円)	内 訳
合 計			

※補助対象経費の支払い等を証明する書類 (領収書等) の写し

様

豊田市個店魅力アップ事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました事業について、豊田市個店魅力アップ事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

記

補助金の区分	
補助金の額	金 円